

目標（大項目）3 人権が尊重される社会の形成

人権の尊重は男女平等・共同参画の推進を図るうえで重要です。すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、誰もが共にお互いの個性を認め、人権が尊重される社会を形成することが求められています。特に、障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれる場合があることに留意していくことが必要です。

セクシュアル・ハラスメント^{*1}や配偶者等からの暴力^{*2}、ストーカー行為などは決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。これらの行為を防止し、被害者を支援する仕組みを充実させ、その内容を被害者に伝えていきます。

妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性のある女性の健康について、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{*3}という概念を広く浸透させていくことは、女性の人権尊重の観点からも重要です。男女の生涯の健康保持・増進支援を進めるとともに、女性が自らの性や健康に対して主体的な選択ができるように情報提供や支援を行います。

また、性的マイノリティ^{*4}に対しては理解不足による偏見や差別があることから、多様な性のあり方を認める考え方を醸成していくことが、人権が尊重される社会の実現にとって取り組むべき課題の一つとなっています。

課題（中項目）3-1 人権を尊重する意識の醸成

性暴力やストーカー行為、虐待などのあらゆる暴力について、その防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

また、周囲の理解不足や偏見から悩むことの多い性的マイノリティの人々が、自分らしい生き方ができるよう、社会的理解を促進するための施策を進めていきます。

※1 セクシュアル・ハラスメント=Sexual Harassment

他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的な冗談やからかい、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人の目に触れる場でのわいせつな写真の掲示などが含まれます。これらは、男性から女性だけではなく、女性から男性、同性同士で行われることもあります。

※2 配偶者等からの暴力

ここでいう配偶者等は、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚や生活の本拠を共にする交際相手の場合、離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力も含まれます。

※3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ=Reproductive Health/Rights

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

※4 性的マイノリティ

身体の性と心の性が一致せず、身体の性に持続的な違和感を持つ状態（性同一性障害）にある人、恋愛や性愛の対象（性的指向）が同性または両性である人、先天的に身体上の性別が不明瞭（性分化疾患）である人など、またはそうした状態のことです。ただし、性のあり方はさまざまであり、これ以外の人または状態のことを含めて表す場合もあります。

施策の方向（小項目）① あらゆる暴力の防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
80	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた啓発事業の実施	暴力の防止に向けて、啓発誌の配布や講座の開催等を行います。	人権政策課 地域ケア推進課	継続
81	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた各種相談事業の充実と関係機関との連携	暴力の防止に向けて、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 地域ケア推進課 生活福祉課 子ども家庭課 関係各課	継続

施策の方向（小項目）② 多様な性のあり方への理解促進

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
82	性的マイノリティについての啓発	性的マイノリティについての理解を促進するため、講座の開催や啓発を行います。	人権政策課 生涯学習課	新規

課題（中項目）3-2 配偶者等からの暴力の防止

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。家庭という私的な生活の場で発生する機会が多いため潜在化しやすく、周囲も気づかぬうちに深刻な状態になります。被害者は恐怖や不安を覚え、生活を脅かされ、その尊厳を著しく傷つけられています。被害者の中には「相談するほどのことではない」と考え、誰にも相談しない人も多いため、被害者やその支援者に相談の必要性などを周知していくことも必要です。

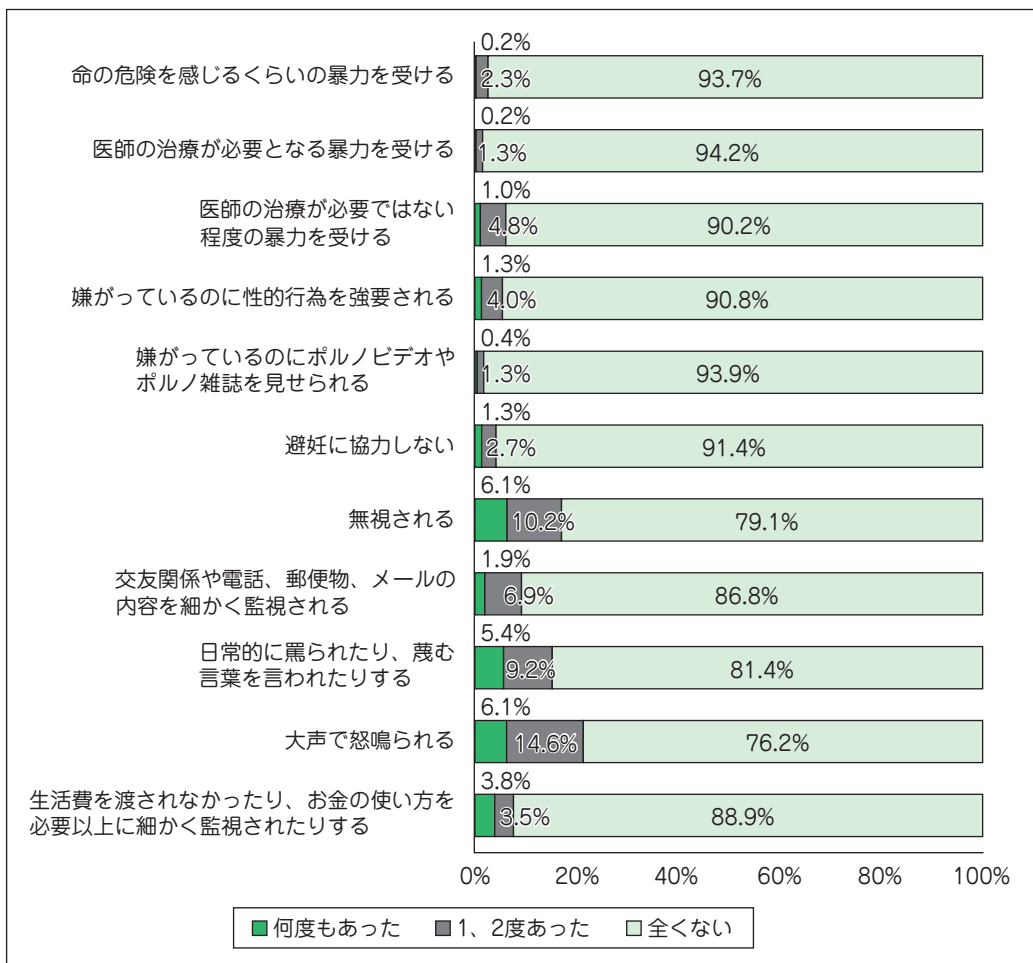
平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、平成16年・19年の改正に続き、平成25年7月の改正で、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても法の適用対象となりました。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力被害の根絶に向けた未然防止策に加え、相談機能の充実や相談機関の相互連携等、事後救済の制度等の充実を図ります。

また、暴力は配偶者等だけでなく、恋人間でも起きています。こうした交際相手への暴力を「デートDV」といいます。デートDVは若年層で起きることが多いため、その防止に向け、若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発を充実していきます。

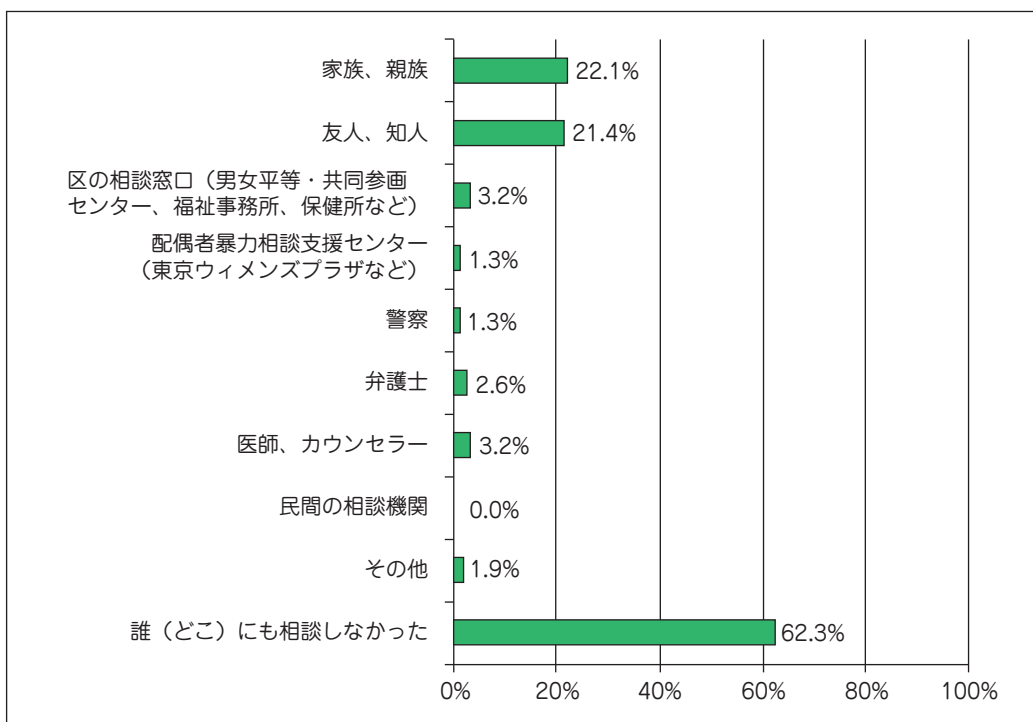
なお、本項目3-2を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置付けます。

【配偶者等からの暴力経験】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【配偶者等からの暴力を受けた時の相談先】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① 暴力の未然防止と早期発見

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
83	未然防止・早期発見のための啓発事業の実施	配偶者等からの暴力防止に向け、パネル展示等による啓発や講座を開催します。また、被害者の自発的な相談を促すための情報提供を行います。	人権政策課	継続
84	各種相談事業の充実と関係機関との連携	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 地域ケア推進課 生活福祉課 子ども家庭課 関係各課	継続
85	デートDV防止講座の開催	区内高等学校等の生徒及び保護者を対象として、交際相手からの暴力の防止についての啓発講座を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）② 被害者に対する相談・支援の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
86	各種相談事業の充実と関係機関との連携 【No84 再掲】	配偶者等からの暴力防止に向け、各種相談事業の周知徹底と充実、関係機関との更なる連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 地域ケア推進課 生活福祉課 子ども家庭課 関係各課	継続
87	自立支援事業の実施	配偶者等からの暴力の被害者の自立を支援するため、相談などの自立支援事業を行います。	生活福祉課 子ども家庭課	継続
88	緊急一時保護事業の実施	緊急に保護を必要とする女性の保護事業を行います。	—	継続

施策の方向（小項目）③ 関係機関・団体等との連携の強化

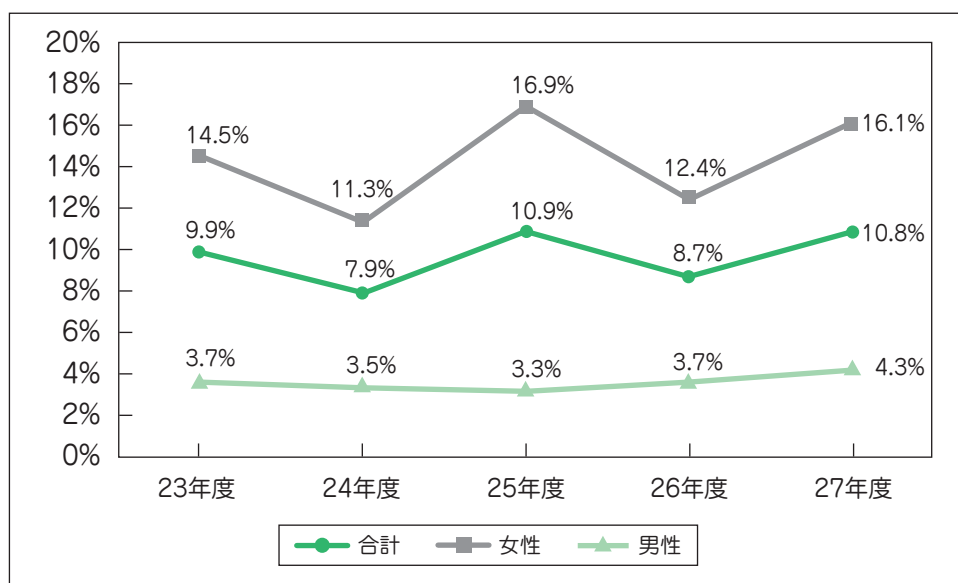
事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
89	東京都との連携	東京ウィメンズプラザや東京都女性相談センター等との連携を図り、情報収集を行います。	人権政策課	継続
90	関係機関との連携	目黒区DV防止関係機関連絡会議を活用して、関係機関との連携を図ります。また、人権擁護委員の地区委員会や民生委員の定例会などで相談先等を周知します。	人権政策課	継続

課題（中項目）3-3 セクシュアル・ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントはその対象となった人の尊厳を傷つけ、精神的苦痛を与える人権侵害です。男女雇用機会均等法の施行により、職場での防止措置が事業主に義務付けられました。区の実施した男女平等・共同参画に関する区民意識調査の結果から、セクシュアル・ハラスメントの被害者が男女ともに一定の割合で存在していることがうかがえます。

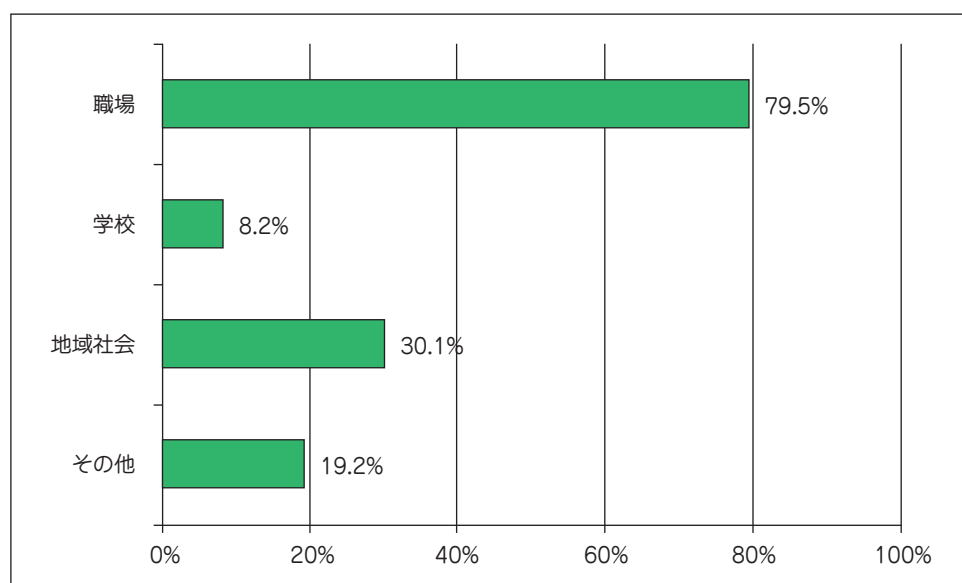
このことから、区民、事業者、区職員に対して引き続き啓発を行うことで、新たな被害の防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

【セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合の推移】



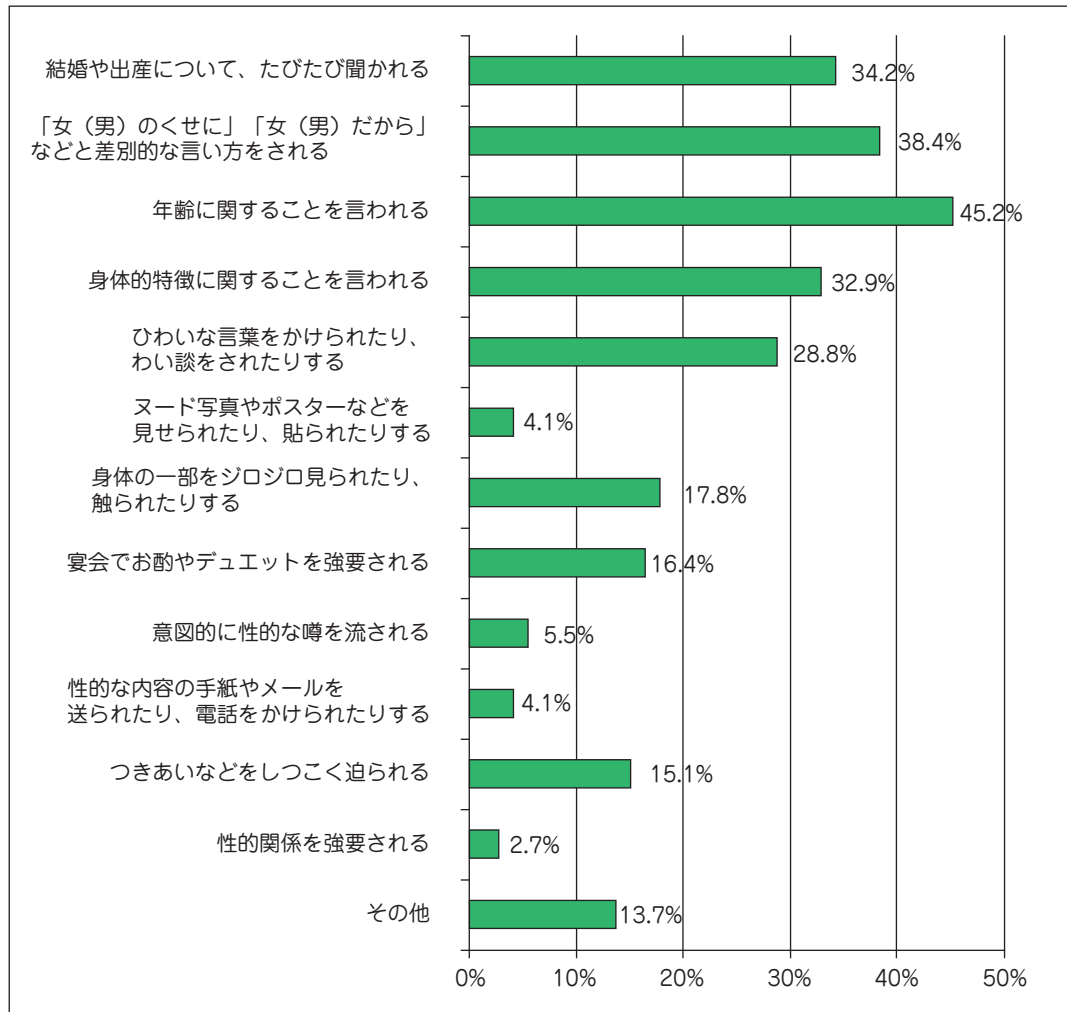
目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【セクシュアル・ハラスメントを受けた場所】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

【受けたセクシュアル・ハラスメントの内容】



平成27年度目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

施策の方向（小項目）① セクシュアル・ハラスメント防止の啓発・相談の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
91	事業者等に対する啓発と支援	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者等に対する啓発事業を実施するとともに、事業者等が自ら防止対策を行う際に啓発誌の配布やDVD等の貸出などの支援を行います。	人権政策課 産業経済・消費生活課	継続
92	地域、学校に対する啓発	地域や学校を対象に、啓発誌の発行や男女平等・共同参画センター講座を行います。	人権政策課	継続
93	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課 人権政策課	継続
94	職員に対する研修の実施	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。	人権政策課 人事課	継続
95	職員の相談の実施	区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談を実施します。	人権政策課 人事課	継続

課題（中項目）3-4

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の理解促進と健康支援

男女がお互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等・共同参画社会づくりに当たっての前提といえます。そのためには、心身及びその健康について正確な知識・情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できる環境を整備していく必要があります。特に女性は、妊娠・出産など、男性とは異なるライフイベントを経験する可能性があることに、男女とも留意していくことが求められます。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知していくとともに、この考え方に基づいた男女の生涯にわたる健康支援施策を実施していきます。

施策の方向（小項目）① リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利）の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
96	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知するため、啓発誌・パンフレットの発行や講座を行います。	人権政策課	継続
97	母子保健事業における啓発	母子保健事業において、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を周知します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続
98	相談事業の実施	性や健康に関する相談事業を実施します。	人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
99	学校における性や健康に関する教育と教員研修の実施	性や健康に関する教育が人間教育の一環として位置付けられ、児童・生徒の発達段階に応じた系統的な指導が行われるよう、性教育指導計画の作成や性教育研修会などを行います。	教育指導課	継続
100	性や健康に関する情報の提供と学習機会の提供	性や健康に関する科学的な知識を習得する中で、男女がお互いを尊重しあえる意識づくりを目指し、情報と講座等学習機会の提供を行います。	人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 生涯学習課	継続

施策の方向（小項目）② 生涯にわたる健康保持・増進支援

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
101	各種健康診査の実施	生涯にわたって健康づくりを支援するため、特定健康診査、健康づくり健診、がん検診等、各種健康診査を実施します。	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
102	妊娠、出産期の女性に対する健康支援	健やかな妊娠・出産を支援するため、母子健康手帳を交付するとともに、ハローベビークラスや健康診査、訪問指導などの事業を実施します。	保健予防課 碑文谷保健センター	継続

103	入院助産費用の援助	経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に対して、指定の助産施設での出産費用を援助します。	子ども家庭課	継続
104	更年期、高齢期の女性に対する健康支援	生活習慣病予防を含めた健康講座を開催し、健康学習を進めるとともに、相談事業を行います。	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続
105	女性のための医療に関する情報提供	問合せに応じて、女性が受診しやすい医療に関する情報を提供します。	人権政策課 健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	継続